

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 制度の見直しについて～

■ 均等割の軽減割合が見直しされました

- 保険料均等割の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【令和元年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	8割軽減
33万円	8.5割軽減



【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減

■ 均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

- 保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【令和元年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減



【令和2年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (28万5千円) × 世帯の被保険者数	5割軽減
33万円 + (52万円) × 世帯の被保険者数	2割軽減

■ 保険料の計算方法(令和2年度)

- 保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【一人当たりの額】 52,048円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和元年中の所得 - 33万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て)
------------------------------------	---	--	---	--

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

- 所得とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除など)を引いたものです。

■ 令和2年度の年間保険料額の例

● 単身世帯の場合

年金収入	均等割 軽減	令和2年度	前年度比
80万円	7割	15,600円	5,600円増
168万円	7.75割	28,100円	4,700円増
196万円	5割	73,200円	2,600円増
196.5万円	5割	73,700円	12,500円増
219万円	2割	114,100円	4,100円増
220万円	2割	115,200円	5,900円増

● 夫婦2人世帯（共に被保険者）で、 妻の年収が80万円以下の場合

夫の 年金収入	区 分	均等割 軽減	令和2年度	前年度比
80万円	夫	7割	15,600円	5,600円増
	妻		15,600円	5,600円増
168万円	夫	7.75割	28,100円	4,700円増
	妻		11,700円	4,200円増
224万円	夫	5割	103,900円	3,700円増
	妻		26,000円	900円増
225万円	夫	5割	105,000円	11,400円減
	妻		26,000円	14,100円減
270万円	夫	2割	170,100円	6,100円増
	妻		41,600円	1,500円増
272万円	夫	2割	172,300円	3,900円減
	妻		41,600円	8,600円減

■ 1年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

● 保険料の賦課限度額が、次のとおり見直しされました。

令和元年度	→	令和2年度
62万円		64万円

令和2年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

■ お問い合わせ先 ■

・北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
電話 011-290-5601

・日高町役場 保険年金課
電話 01456-2-6561